「臨床研究審査委員会」申請におけるチェックシート

	【適応基準】	該当する方に チェック
1)	患者から得られた試料(血液、体液、細胞組織、排泄物など)や情報(カルテ情報、アンケートなど)を用いる。	□はい
2	国民の健康の保持増進、又は患者の疾病からの回復もしくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的としている。	□はい
3	【除外基準】のいずれにも「チェック」がない。	□はい □いいえ

【適応基準】①②③の全てが「はい」の場合は、臨床研究審査委員会の<u>審査対</u>象

	【除外基準】	
① 試料・情報の取り扱いに	こついて、特定の法令で規定されている。	
研究を開始しようとした	時点で、 既に匿名化されている情報 であ	
る。		
[注意事項]		
研究をすることを前携	とに匿名化したり、対応表が存在するなど、	
	はそれを組み合わせることで患者情報を知	
りうる状態になるので	であれば「既に匿名化されている情報」とは	
みなされない。		
DPC データなど集積さ	れた情報(数字、割合)のみを扱う場合は	
「既に匿名化されてい	いる情報」とみなすことができる(ただし、	
患者が特定できない場	合に限る)。	
[H-1. > /\dik] -z \width		
(3)	カビ、ウイルス等の微生物の分析等を行う	
いかく、 八い逆尿に関 	<u>する事象を研究の対象としていない。</u>	

4	得られた試料・情報を傷病の予防、診断又は治療を専ら目的とする 医療行為に用いる。	
(5)	患者の転帰や予後等について、 <u>以後の医療における参考とするため</u> 、診療録を見返し、又は退院患者をフォローアップする等して検討する。	
6	他の医療従事者への情報共有を図るため、所属する機関内の症例 検討会、機関外の医療従事者同士の勉強会や関係学会、医療従事者 向け専門誌等で個別の症例を報告する(いわゆる症例報告)。	
7	既存の医学的知見等について患者その他 <u>一般の理解の普及を図る</u> ため、出版物・広報物等に掲載する。	
8	医療機関として、 自らの施設における医療評価のため 、一定期間内の診療実績(受診者数、処置数、治療成績等)を集計し、所属する医療従事者等に供覧し、又は事業報告等に掲載する。	
9	自らの施設において提供される 医療の質の確保 (標準的な診療が 提供されていることの確認、院内感染や医療事故の防止、検査の精 度管理等) <u>のため</u> 、施設内のデータを集積・検討する等、 <u>研究目</u> <u>的でない医療の一環</u> とみなすことができる。	
10	得られた試料・情報を 教育目的のみに利用する 。	

【除外基準】に一つでも「チェック」が入れば臨床研究審査委員会の<u>審査対象</u> <u>外</u>